

平成 28 年

宝達志水町議会会議録

第 3 回定例会

平成28年 9 月 8 日 開会

平成28年 9 月16日 閉会

宝達志水町議会

本定例会に付議された議案件名

- 議案第59号 平成28年度宝達志水町一般会計補正予算（第2号）
- 議案第60号 平成28年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第61号 平成28年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第62号 平成28年度宝達志水町国民健康保険直営診療所特別会計補正予算（第1号）
- 議案第63号 平成28年度宝達志水町水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第64号 宝達志水町ひとり親家庭等医療費給付に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第65号 宝達志水町役場庁舎電気設備等改修工事請負契約の締結について
- 報告第14号 平成27年度宝達志水町国民健康保険志雄病院事業会計継続費精算報告書の報告について
- 報告第15号 平成27年度決算に基づく健全化判断比率等について
- 認定第1号 平成27年度宝達志水町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第2号 平成27年度宝達志水町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第3号 平成27年度宝達志水町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第4号 平成27年度宝達志水町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第5号 平成27年度宝達志水町国民健康保険直営診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第6号 平成27年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第7号 平成27年度宝達志水町水道事業会計決算の認定について
- 認定第8号 平成27年度宝達志水町下水道事業会計決算の認定について
- 認定第9号 平成27年度宝達志水町国民健康保険志雄病院事業会計決算の認定について
- 請願第1号 国の教育予算を拡充することについて
- 発議第1号 教育予算の拡充を求める意見書について

平成28年9月8日（木曜日）

◎出席議員

2 番	寶 達 典 久	8 番	北 本 俊 一
3 番	久 保 喜 六	9 番	金 田 之 治
4 番	土 上 猛	10 番	小 島 昌 治
5 番	柴 田 捷	11 番	北 信 幸
6 番	林 一 郎	12 番	近 岡 義 治
7 番	守 田 幸 則		

◎欠席議員

な し

◎職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長	松 栄 忍
主 幹	開 美 紀

◎説明のため議場に出席した者の職氏名

町 長	津 田 達
副 町 長	松 浦 敏 昭
総 務 課 長	近 岡 和 良
危 機 管 理 室 長	村 井 康 志
情 報 推 進 課 長	藤 本 清 司
財 政 課 長	村 井 仁 志
企 画 振 興 課 長	一 家 剛
住 民 課 長	松 原 富 美 男
税 務 課 長	定 免 文 江
健 康 福 祉 課 長	村 山 敬 一
こ ども 家 庭 室 長	金 田 成 人

農林水産課長	安達大治
地域整備課長	谷川弘一
会計課長	越野好則
志雄病院事務局長	岡田正人
教育長	山岸芙美
学校教育課長	荒井一彦
生涯学習課長	定免敏彦
文化財室長	村井伸行

◎議事日程

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	諸般の報告
日程第4	議案第59号 平成28年度宝達志水町一般会計補正予算（第2号）
日程第5	議案第60号 平成28年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第6	議案第61号 平成28年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第7	議案第62号 平成28年度宝達志水町国民健康保険直営診療所特別会計補正予算（第1号）
日程第8	議案第63号 平成28年度宝達志水町水道事業会計補正予算（第2号）
日程第9	議案第64号 宝達志水町ひとり親家庭等医療費給付に関する条例の一部を改正する条例について
日程第10	報告第14号 平成27年度宝達志水町国民健康保険志雄病院事業会計継続費精算報告書の報告について
日程第11	報告第15号 平成27年度決算に基づく健全化判断比率等について
日程第12	認定第1号 平成27年度宝達志水町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第13	認定第2号 平成27年度宝達志水町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第14 認定第3号 平成27年度宝達志水町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第4号 平成27年度宝達志水町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第5号 平成27年度宝達志水町国民健康保険直営診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第6号 平成27年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 認定第7号 平成27年度宝達志水町水道事業会計決算の認定について
- 日程第19 認定第8号 平成27年度宝達志水町下水道事業会計決算の認定について
- 日程第20 認定第9号 平成27年度宝達志水町国民健康保険志雄病院事業会計決算の認定について
- 日程第21 請願第1号 国の教育予算を拡充することについて
- 日程第22 議案に対する質疑
- 日程第23 町政一般についての質問
- 日程第24 決算特別委員会の設置および同委員の選任
- 日程第25 議案等の委員会付託

◎開会・開議

○議長（林 一郎君） ただいまから平成28年第3回宝達志水町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は11名であります。よって、地方自治法第113条に規定する定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（林 一郎君） それでは、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、宝達志水町議会会議規則第127条の規定により、8番 北本俊一君、7番 守田幸則君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（林 一郎君） 次に、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月16日までの9日間にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（林 一郎君） 御異議ないものと認めます。したがって、会期は本日から9月16日までの9日間に決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（林 一郎君） 次に、日程第3 諸般の報告を行います。

まず、監査委員から、平成28年5月、6月及び7月分に関する例月出納検査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから御了承願います。

次に、今定例会の説明員の職・氏名は、一覧表としてお手元に配付のとおりであります。これで諸般の報告を終わります。

◎町長提出議案の上程・説明

○議長（林 一郎君） これより本日提出のありました議案第59号 平成28年度宝達志水町一般会計補正予算（第2号）から認定第9号 平成27年度宝達志水町国民健康保険志雄病院事業会計決算の認定についてまでを一括して議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 本日ここに平成28年第3回宝達志水町議会定例議会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、公私ともに御多忙の折にもかかわらず御参集を賜り、心から御礼を申し上げます。

開会に当たりまして、町政を取り巻く諸情勢について述べさせていただくとともに、本定例会に提案いたしました諸議案の概要について、順次、御説明を申し上げます。

まず、先月に開催されましたリオデジャネイロオリンピックにおいて、日本勢は前回ロンドンオリンピックの38個を上回る史上最多の41個のメダルを獲得したところであります。金メダルにあっては、3大会ぶりに2桁となる12個、銀メダルは8個、銅メダルは21個を獲得したところであります。このように、日本人選手の活躍が日本国民に勇気と感動を与えるとともに、日本中が熱狂するなど、大変熱い夏でありました。

また、本町に目を移して見ますと、7月31日にモンゴルで開催されました第6回世界ジュニア女子相撲選手権大会において、本町菅原出身で金沢学院高校2年の山下紗莉奈さんが個人無差別級で優勝し、さらに国別団体戦でも優勝するという快挙を成し遂げました。このような活躍は、選手自身とその選手を支える関係者の絶え間ない努力がもたらした成果であるとともに、本町のスポーツ振興に大きく寄与していただけるものと思っております。

さて、日本国内にあっては、ことしの夏は全国的に気温が過去最高を記録するというこれまでにないほどの猛暑が続いた、誠に暑い夏でもありました。

しかし、その一方で、ひとたび雨が降れば、その降り方も時間雨量100ミリを超えるなど、まさに異常気象としか言えず、これこそ温暖化が引き起こす現れではなかろうかと思っております。

この8月には、4つの台風が相次いで東日本、北日本を直撃するなど、甚大な被害が発生しており、特に台風10号にあっては、観測史上初めて東北の太平洋沿岸に上陸し、岩手県、北海道で猛威を振るったところであり、この豪雨で河川の堤防の決壊が相次ぎ、多数

の犠牲者が出ております。これら大雨により亡くなられた方々の御冥福をお祈りするとともに、被災された方々にお見舞いを申し上げる次第であります。

2年前に広島市の集中豪雨で土石流が起き、多くの方が犠牲になりました。このことを受けまして、政府の中央防災会議は、昨年7月に早目に注意喚起するよう自治体に求めたところでもあります。

しかしながら、昨年の9月の関東・東北豪雨では、避難指示の発令が遅れ、今回の台風による大雨では、避難指示が発令されておりました。避難情報は、住民の最大の前よりどころであることから、初期態勢整備の強化を初め、住民への注意喚起や空振りを恐れない発令方針を再確認しなければならないと改めて肝に銘じたところでもあります。

このような異常な猛暑や竜巻、ゲリラ豪雨などが日本各地で多発しており、地震や津波も含めて「過去に経験していないから」という油断は禁物であるとともに、過去に例がない気象現象が、どこにでも起き得るとの認識を持つ必要があることから、いま一度、地域の防災意識をより高め、防災対策に取り組んでまいりたいと考えております。

そこで、先月末、町の防災対策の一環として、職員の災害力向上を図るため、職員参集訓練を実施したところでもあります。災害時に必ず直面する職員の参集に要する時間を検証し、その結果を町業務継続計画に反映させ、効果的な防災活動に資するものであります。実施日時の指定をせずに、早朝、参集メールを発信しての訓練を実施したところ、1時間以内に参集した職員は、対象者の67.2%であったことから、引き続き参集訓練を行い、より一層の職員の防災意識の向上を図ってまいりたいと考えております。

次に、本町の交通安全について申し上げます。

本年の羽咋署管内における交通事故発生状況は、前年に比べ減少しております。しかしながら、一昨年からの死亡事故ゼロの記録が6月末に宿地内の国道において、また、その約1カ月後にも柳瀬地内で身勝手極まりない無謀な運転により発生し、死亡事故ゼロ1,000日が途切れ、大変残念な結果となったところでもあります。

本町では、悲惨な交通事故がなくなるよう町交通安全協会や警察等とも連携しながら、朝夕の巡回広報や街頭指導、また児童・生徒、高齢者を対象とした交通安全教室を開催し、交通事故防止に努めてまいる所存であります。

次に、国の平成29年度予算動向について申し上げます。

平成29年度の政府予算は、6月2日に閣議決定されました。経済財政運営と改革の基本方針2016を踏まえ、引き続き経済財政再生計画の枠組みのもと、手を緩めることなく本格

的な歳出改革に取り組むとともに、歳出全般にわたり平成25年度予算から平成28年度予算までの安倍内閣の歳出改革の取り組みを強化するとともに、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化することとしております。

その中で、地方公共団体の重要な一般財源であります地方交付税にあつては、15兆9,588億円と平成28年度予算に比べ7,414億円減の減額要求となったところであります。また、総務省が発表しました平成29年度の地方財政の課題としましては、3つの課題を挙げております。

1点目の1億総活躍社会の実現と地方創生の推進では、人口減少や少子高齢化などの構造的課題に対処するため、住民に身近な行政サービスを担う地方団体が中・長期的な観点から1億総活躍社会の実現に向けた取り組みを進めるとともに、地域の実情に応じ自主性、主体性を最大限発揮して地方創生を推進することができるよう安定的な税財政基盤を確保することとしております。

2点目の地方の一般財源総額の確保と地方財政の健全化等では、経済財政再生計画を踏まえ、国の取り組みと基調をあわせて歳出の重点化、効率化に取り組むとともに、まち・ひと・しごと創生事業費を含め、交付団体を初め地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、平成28年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保すること。地方交付税については、極めて厳しい地方財政の現状及び現下の経済情勢等を踏まえ、本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう総額を適切に確保すること。地方分権推進の基盤となる地方税収を充実確保しつつ、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。熊本地震の被害状況を踏まえ、頻発する災害に対処できるよう防災・減災対策を推進するための地方財政措置を充実することとしております。

3点目の地方行政サービス改革の推進と財政マネジメントの強化では、行政サービスのアウトソーシング、自治体情報システムのクラウド化などの地方行政サービス改革を推進するとともに、公共施設等総合管理計画に基づく公共施設等の適正化、地方公会計の整備、地方団体の財政の見える化、公営企業会計の適用拡大、公営企業・第三セクター等の経営健全化の推進など、地方団体の財政マネジメントの強化を図ることとしております。

このように、国にあつては、ますますの地方創生の推進と行政改革の推進及び行政運営の強化の推進を地方自治体に求めているところであります。

本町にあつても、昨年度策定いたしました「第3次行財政改革大綱」及び「総合戦略」

を断行するとともに、自治体運営にあつては、常に町民の声に真摯に耳を傾け、そして議会の御協力のもと、鋭意、行政運営に取り組まなければならないと考えております。

先般、「第3次行財政改革大綱」実施計画の一つであります小学校及び保育所の統廃合について、5小学校区単位で保護者・地区住民の方々を対象に説明会を実施し、町としての基本的な考え方を御説明し、パブリックコメントとも併せ、多数の御意見、御要望をいただいたところであります。

今後は、多くの方々の御意見を総合的に判断し、再度、地区説明会を開催した後、統廃合に係る準備委員会を設置し、情報公開をしながら誠心誠意検討していくこととしておりますので、何とぞ、議員各位の御理解と御支援を賜りたいと存じます。

次に、我が国の経済情勢について申し上げます。

内閣府による8月の月例経済報告によりますと、景気の判断基調は、「景気はこのところ弱さも見られるが緩やかな回復基調が続いている。」としております。先行きについては、「雇用・所得環境の改善傾向が続く中で、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待されている」としております。

しかしながら、中国を初めとするアジア新興国や支援国等の景気の下振れなど、我が国の景気を下押しするリスクや英国のEU離脱問題など、海外経済の不確実性の高まりや金融資本市場の変動に留意する必要があるとされており、さらに熊本地震の経済に与える影響に十分留意する必要があるとされております。

このような経済状況下における本町の財政状況についてであります。平成27年度の決算につきましては、一般会計において繰越明許費を差し引いた実質収支額が3億7,836万円の黒字となっております。また、決算に基づく主な財政指標につきましては、実質公債費比率が16.9%から2.4ポイント減少し14.5%になり、将来負担比率については、141.9%から33.7ポイント減少し、108.2%に改善したところであります。

以上のように、本町の財政状況は、繰上償還を初めとした行財政改革の推進により、着実に構造的な改善が進んでおり、今後も「集中と選択」を旨とした財政運営を基本に、行財政改革大綱の着実な実行のもと、効率的で将来にわたり持続可能な自治体運営の実現に努めてまいりたいと存じます。

それでは、今定例会に提案いたします平成28年度の補正予算関係5件、条例関係1件、報告・認定11件について、順次、御説明申し上げます。

議案第59号 平成28年度宝達志水町一般会計補正予算（第2号）についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億6,965万2,000円を追加し、総額を82億9,402万8,000円とするものであります。

歳出の主なものといたしまして、今補正で最も大きいものは、平成27年度決算で生じた剰余金を後年度の財政負担の軽減を図るため減債基金へ積み立てるとともに、さらなる財政健全化の推進を目的に、公債費において地方債の繰上償還を実施するため、所要の経費を追加するものであります。

目的別では、民生費において、臨時福祉給付金給付事業等において、前年度の事業費確定に伴う補助金の返還金を追加するほか、ひとり親家庭等医療費給付事業において、医療給付費等のデータ管理システムを新たに導入するため、所要の経費を追加するものであります。

衛生費では、町民センターアステラスの外壁欠損部の補修等に要する経費のほか、予防接種事業において、10月からB型肝炎ワクチンの定期接種化に伴い、管理システムの改修経費やワクチン接種に要する経費を追加するものであります。

農林水産業費では、国の定める環境保全型農業施策に基づき、新たに取り組む農業者団体に対する活動支援に要する経費を追加するものであります。

土木費では、継続的な除雪体制を確保することから、除雪機械の冬期間のリース料を追加するほか、県道向瀬杉野屋線、主要地方道押水福岡線など、県営事業に対する負担金を追加するものであります。

消防費では、消火栓の漏水修繕に伴う工事負担金を追加するほか、夜間停電時の町指定避難場所等への幹線道路からのアプローチを確保するため、太陽光発電設備や蓄電池を併設したLED避難誘導灯の新設に要する経費を追加するものであります。

教育費では、志雄運動公園野球場外野フェンスの経年劣化に伴う改修経費のほか、埋蔵文化財センターの施設用途変更における県条例の適合に要する施設改修経費などを追加するものであります。

財源となります歳入予算については、分担金及び負担金、国庫支出金、県支出金、繰入金、繰越金を充てるものであります。

次に、議案第60号 平成28年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ269万4,000円を追加し、総額を19億2,516万円とするものであります。

歳出につきましては、国民健康保険の運営主体を平成30年度に市町村から都道府県に移管されるにあたり、県への関連データの提供に必要な連携システムの改修経費を追加するほか、人間ドック助成金において、申請件数が当初を大きく上回る見込みとなったため、所要の経費を追加するものであります。また、前年度の事業実績に伴い、療養給付費交付金の返還金を追加するものであります。

歳入につきましては、国庫支出金、繰越金を充てるものであります。

次に、議案第61号 平成28年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,948万1,000円を追加し、総額を17億9,933万9,000円とするものであります。

歳出につきましては、前年度事業確定に伴う国・県支出金等の返還金を追加するものであり、歳入につきましては、支払基金交付金の精算による追加交付金、介護給付費準備基金繰入金、繰越金を充てるものであります。

次に、議案第62号 平成28年度宝達志水町国民健康保険直営診療所特別会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ392万4,000円を追加し、総額を4,753万8,000円とするものであります。

歳出につきましては、平成27年度決算で生じた剰余金について、一般会計への繰出金として所要額を追加するものであり、歳入につきましては、繰越金を充てるものであります。

次に、議案第63号 平成28年度宝達志水町水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。

今回の補正の主なものといたしまして、収益的収入において消火栓改修工事に伴う営業収益や国債の売却運用益発生による営業外収益として267万5,000円を追加するものであります。収益的支出では、志雄浄水場第一水源井戸掘削調査及び志雄浄水場門扉修繕にかかる営業費用として161万8,000円を追加するものであります。

資本的収入では、消火栓の改修工事に伴う一般会計負担金や国債の売却による有価証券売却収入として1億170万7,000円を追加するものであります。

資本的支出では、消火栓の改修工事費、志雄浄水場第一水源井戸掘削の設計及び車輛購入による建設改良費など445万3,000円を追加するものであります。

続きまして、議案第64号 宝達志水町ひとり親家庭等医療費給付に関する条例の一部を

改正する条例についてであります。

本案は、児童扶養手当法施行令の改正に伴い所要の改正を行うものであります。

次に、報告第14号 平成27年度宝達志水町国民健康保険志雄病院事業会計継続費精算報告書の報告についてであります。

これは、地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定により、志雄病院新病院建設事業における実施設計費の継続費精算報告書の報告をするものであります。

報告第15号 平成27年度決算に基づく健全化判断比率等についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により報告するものでありますが、平成27年度決算に基づく指標は、実質赤字比率、連結実質赤字比率とも、これまでと同様に実質赤字額、資金不足額が生じていないため該当がありません。

先ほども述べましたが、実質公債費比率では「14.5%」と昨年度の「16.9%」から2.4ポイント減少いたしました。これは、繰上償還による元利償還金及び準元利償還金の減少の影響が大きいことによるものであります。また、将来負担比率につきましては、「108.2%」と昨年度の「141.9%」から33.7ポイント減少いたしました。主な理由として、昨年度は大型の建設事業がなく、一般会計の地方債発行額を抑制したことや繰上償還の実施により地方債現在高が減少したこと、また充当可能基金では、前年度決算剰余金等を原資として減債基金、町有施設整備基金に積み立てを実施したことが大きく改善に影響しております。

なお、公営企業における資金不足率につきましては、資金不足が生じないため「該当なし」となっております。

このように、平成27年度決算の指標は、実質公債費比率及び将来負担比率ともに5年連続で改善されておりますが、依然として他市町より高い数字であることに変わりはない状況であります。人口の減少による税収等の減少や普通交付税の段階的縮減が本格化していく中、今後ますます厳しい財政運営が強いられることから、行財政改革を強力に推し進め、公債費の繰上償還の実施など引き続き財政の健全化に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、認定第1号から認定第9号までにつきましては、平成27年度の各会計の決算について、地方自治法第233条第3項並びに地方公営企業法第30条第4項の規定により、決算審査における町監査委員の意見を付して、決算書及び主要施策の成果等の説明書を提出し、認定を賜りたいとするものであります。

以上、案件の提案理由を御説明させていただきましたが、何とぞ慎重なる審議の上、適切なる決議を賜りますようお願い申し上げます、説明を終わらせていただきます。

○議長（林 一郎君） 提出者の提案理由の説明は終わりました。

◎議案に対する質疑

○議長（林 一郎君） ここで議案に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

10番 小島昌治君。

[10番 小島昌治君 登壇]

○10番（小島昌治君） 1点だけ質疑いたします。

今定例会に上程されました一般会計の補正予算の3款民生費の1目1項社会福祉総務費について質疑いたします。

ここでは臨時福祉給付金を42万5,000円国に返還することになっています。わざわざ国から来たやつを国に返すんですね。この給付金の目的というのが、平成26年度からの消費税が5%から8%になったために、低所得の方々の負担の緩和に向けられたお金になんです。給付対象は、住民税を払わなくてもよいという低い所得の方々。しかし、この方々に全部がこの給付金が行ったのかどうか。一体、何%の方々にこの給付金が渡ったのか、宝達志水町では。これをお聞きします。

○議長（林 一郎君） 町長 津田 達君。

[町長 津田 達君 登壇]

○町長（津田 達君） 小島議員の御質問にお答えいたします。

臨時福祉給付金の対象者数でございますけれども、支給対象者は2,669人ということになっております。申請済みが2,441人、未申請が228人ということで、申請率は91.5%ということになっております。

以上でございます。

○議長（林 一郎君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」という声あり]

◎町政一般についての質問

○議長（林 一郎君） 次に、一般質問を行います。

会議規則第61条第2項の規定による一般質問の通告がありましたので、発言を許します。

2番 寶達典久君。

〔2番 寶達典久君 登壇〕

○2番（寶達典久君） 寶達です。議長よりお許しをいただきましたので、一般質問をいたします。

私は、小学校・保育所統廃合方針について、そして消防団の再編について質問いたします。

まず、小学校・保育所統廃合方針について質問します。

当町は、急速な人口減少が続いております。その対策として、宝達志水町「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定されていますが、実施期間が短く、まだ十分な効果が生まれているとは言えない状況です。

こうした中で統廃合が実施されればどうなるでしょうか。人口減少について、町の砂浜が侵食されてきた様子に例えて考えてみます。砂浜は砂の供給がなくなったことが主な原因で急速に後退していましたが、これを回復するために設置された人口リーフが効果を発揮し、徐々に広がっている状況です。砂浜を維持するために、少なからぬ費用を投じて事業が行われてきました。人口流出を食いとめるためにも同じように考え、相応の費用をかけて施設を維持することを考えるのも必要ではないでしょうか。

そして、統廃合方針については、人口減少の歯どめという観点から適正な配置を考える必要があると思います。小学校・保育所は、子どもたちの生活における1つの拠点であり、これがなくなれば子どももその家族も他町へ移ってしまい、過疎と地域の活力低下に拍車がかかることが懸念されます。

保育所には、老朽化が著しく安全性の面から閉所もやむを得ないところもあると考えますが、それでも現在の2小学校、2保育所の案では、廃止となる地域すなわち過疎の加速が懸念される地域が非常に広がってしまいます。存続する数が少な過ぎるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

人口減少の歯どめの大きな柱として、当町では、宝達志水町人口ビジョン、そして創生総合戦略が策定されていますが、今後、実施される政策については、これらの人口対策に関する施策と歩調をあわせて進めていく必要があると思います。統廃合についても同様です。統廃合だけを独立した1つの事業と考えず、前述のビジョン、戦略等とを踏まえた上でどのように実施していくのが望ましいか、時間をかけて再計画してはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

さて、児童数が減少し、学校の廃止が検討されるようなまさに当町のような地域において、地域の特色と活力を生かした学校づくりを目指すための小規模特認校という制度があると伺いますが、これはどのような制度であるのか、具体的な事例を挙げて御説明ください。

また、この制度が当町において教育力の向上や地域振興に寄与する可能性があるならば、導入を検討してはいかがでしょうか。

次に、消防団の再編について質問します。

現在、消防団の分団再編が検討されていると伺います。消防団は、地域防災のかなめであり、消火活動のみならず、地震や風水害などの災害時に重要な役割が期待されます。4月に発生し、今なお余震が続く熊本地震や先ごろの台風10号等、我が国においては、いつ、いかなる大災害に遭うかもしれず、団員の確保や車両や装備の配備、練度の向上等、災害現場において的確かつ安全に活動するための環境づくりが望まれます。

ところで、再編の進め方によっては、団員の早期退団や団員確保が難しくなり、活力低下につながる恐れがあります。

こうした現状を鑑み、再編構想について以下の質問をいたします。

まず、消防団の現状と再編の必要性をお示してください。

次に、再編計画は、消防団が地域防災のかなめとして活動可能な内容であるかどうかお答えください。

最後に、計画の進行状況をお示してください。

以上です。

○議長（林 一郎君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 寶達議員の質問にお答えいたします。

まず、小学校・保育所の統廃合の方針についてであります。

2小学校、2保育所の方針では数が少な過ぎる。廃止になる地域の過疎化に拍車がかかるのではないかとございますが、先の6月議会でもお答えいたしましたが、出生者数につきましては、平成17年度に100人を割り込んでおります。10年後の平成27年度には54人にまで減少しております。今後においても減少傾向が続くものと推計しております。

本町では、この人口減少のカーブを緩やかにするために、町の総合戦略において、定住

促進あるいは子育て支援などさまざまな施策を実施しております。例えば、例を挙げますと、出産祝い金については、第3子以降から第1子以降に拡充したほか、成長祝い金の新設、医療費の18歳までの無料化、保育所同時入所で2人目からの無料化など、さまざまな子育て支援を実施しております。

また、新築住宅奨励金では、昨年度は26件中11件が町外からの移住者であったのに対しまして、今年度は8月末現在で13件中9件が町外から移住して来ておりまして、総合戦略における定住促進事業の効果が出てきているのではなかろうかなというふうに思っております。

そこで、小学校の数であります。教育の望ましい環境については、法令上、学校規模の標準が学級数により設定されておりまして、小・中学校ともに12学級以上18学級以下が標準となっております。統合後の2つの小学校では、それぞれ12学級、11学級となる予定です。

しかし、御質問のような2つ以上の小学校を設置した場合に、全部の小学校で6学級以下となってしまいますので、決して少な過ぎるということではないと考えております。保育所の数については、児童の安全・安心面を最優先に考えるのが町の役割であることから、耐震基準適合している相見保育所、南部保育所の2保育所に児童を集約することが最良であるというふうに考えております。

統廃合後の活用方法につきましては、小学校については建物の利活用を含めた跡地利用を、保育所については耐震基準を満たしていないことから施設を取り壊した後に、まちづくりの観点から地域住民の意向を聞きながら有効な活用方法を検討してまいりたいというふうに考えております。

次に、人口維持を目標としたまちづくりの観点から、平成30年4月の目標にかかわらず、再計画してはどうかとのことではありますが、小学校については、児童の人口減少による教育的課題を少しでも早く解消することとしており、保育所については、先ほどお答えしたとおり、耐震の問題のあるほか、統廃合後、同時に幼稚園と保育機能をあわせ持った認定子ども園に移行して、保育の充実にも努めてまいりたいというふうに考えております。

そういうことから、平成30年4月を目標に一応進めてまいりたいと考えております。御理解のほどお願いしたいと思っております。

次に、小規模特認校についてであります。小規模特認校は、法規に根拠を持つ制度ではありませんが、平成9年1月の旧の文部省通達、「通学区域の弾力的運用について」を

受けまして、特色ある学校づくりと小規模校対策として全国で約40の自治体に導入されました。学校選択制には自由選択制、ブロック選択制、隣接する区域選択制、特認校制、特定地域選択制の5種類があります。その一形態である特認校のうち、小規模校において取り入れられている制度であります。

本来、児童・生徒の学校指定は教育委員会が定めた通学区域により学校を指定することになっております。小規模特認校制度は、人口動態、少子化等に伴い児童・生徒数が著しく減少する小・中学校において歴史的な経緯、学校の特色、児童・生徒の特色等により小規模校の特性を生かした教育を希望する保護者の児童・生徒に学校選択の機会を提供するというものでございます。

全国的には、北海道札幌市の小学校が最初に行い、石川県では小松市西尾小学校、これ平成12年です。津幡町河合谷小学校、平成15年。それから七尾市高階小学校、これ平成16年。金沢市は平成15年度に医王山小中学校のほかに内川小・中学校、湯涌小学校・芝原中学校の小・中併設校3校が市教育委員会から小規模認定校として認定されております。

自然環境に恵まれた小規模の小学校や中学校を小規模認定校として教育委員会が認定し、通学区域を弾力化して本来の通学区域にかかわらず自由に入学・転学申し込みができるようにする制度であります。片道1時間以内で通学できるということ。児童生徒の通学の負担は全て保護者の責任で行うこと。1年以上通学すること。などが条件になっております。

いろいろな事例をみますと、認定をしても入学希望者が少なく廃校になる学校があるということもあります。理由としては、多くの希望者数は望めず、根本的に学校規模数等の適正化を図ることは難しいこと。通学区域が広範囲になるため、児童生徒の通学の負担が大きく発生すること。異なる学校の児童生徒が同一の校区内に居住するため、地域と学校の連携が図りにくいことなどが挙げられているようです。

この取り組みが成功するためには、例えば、周りの他の多くの学校が概して1学級30名を超える大規模校であり、学級が多い中で1校だけ小規模校であるなど、学校が立地する環境が、他の多くの学校に置かれている環境と大きく異なることが重要だということでもあります。

すなわち、地域全体が農村地帯のような環境・景観であり、人口密集地域が存在しないような当町では、小規模特認校制度が成功することは難しいのではないかとこのように考えております。

次に、消防団の現状と再編の必要性ということではありますが、現在、分団数は合併前の旧町の3分団がそのまま統合した形で、6分団が配置されており、消防団員定数149名で現在員140名という状況であります。消防団の再編については、平成28年1月に消防団と協議を開始し、現在に至っております。

消防団再編の必要性については、町全体の消防力を考えると、常備消防力が強化されているほか、道路環境、消防水利の状況や消防団の装備等についても、以前とくらべ改善されていると認識しております。また、地域住民の意識改革により、集落においては自主防災組織の結成に向けた対応がなされてきている状況にもあります。

このような状況から、消防団の効率的な運営と団員数を確保するため、消防団の再編を進めてまいりたいと考えております。

次に、再編計画において、押水地区で2分団、志雄地区で2分団体制を取りまして、消防ポンプ自動車4台を配備することとしております。これは、常備消防や自主防災組織と連携し、それぞれの地区で各種災害の対応や火災での中継活動ができる体制を維持することを想定しております。

なお、それぞれ3分団の地区を2分団にすることから、押水地区では、現在の第2分団を宝達川付近で分け、志雄地区では、現在の第5分団を主要地方道高岡羽咋線付近に沿って分け、それぞれ管轄区域の変更を行うこととしております。

なお、消防団の再編に当たり、女性消防団員の配置や特定の災害のみ参加する消防団員や特定の地域のみで活動するといった機能別の消防団員の任用も検討してまいりたいと考えております。

なお、細部につきましては、所管の課長から説明させますので、よろしくお願いたします。

○議長（林 一郎君） 危機管理室長 村井康志君。

〔危機管理室長 村井康志君 登壇〕

○危機管理室長（村井康志君） 實達議員のご質問にお答えします。

消防団再編の計画の進行状況ではありますが、平成28年1月27日の消防団役員会において、議論のたたき台としての消防団の区域案や消防ポンプ自動車等の再編計画を提示し、協議を開始いたしました。

また、3月10日、5月12日及び6月21日の役員会においても協議の場を設け、5月12日には、再編に係る協議は役員会で行う旨を決定し、再編に係るスケジュール案を提示し、

消防団各分団での協議を依頼したところであります。

今後の予定としては、9月20日の役員会において再編に係る協議を予定しているほか、10月及び11月にも役員会を開催し協議する予定としております。

なお、再編については、行改正改革大綱の計画期間内のできるだけ早い時期に実施したいと考えております。

以上で説明を終わります。

○議長（林 一郎君） 2番 寶達典久君。

〔2番 寶達典久君 登壇〕

○2番（寶達典久君） 小学校・保育所の統合の期間についてちょっと再質問します。

先ほどのお話で総合戦略の成果によって転入数だとか町内で家を建てる方がふえてきたというお話がありました。ただ、それは、今の5校、5保育所の環境であるからそういう成果が出てきているのかなとも思うんです。それが減ってしまうと、その成果が続いていくかどうかといった心配がありますし、まだ戦略の実施期間も短く、効果を見定めていくような期間も要ると思うんです。それにあわせてこういった公的な施設の配置も考えなければいけないと思っていて、30年4月にそんなにこだわる必要はないかなとも私は思っていて、そういう御検討もいただきたいと思っています。

ただ、一方で、古い建物については、安全性の面から使い続けるのは難しいかなと思っていて、潰しながらとか、壊しながら、再編しながら続けられるところは続けていくというそういう難しい考えかもしれないんですが、もうちょっと時間をかけて計画し直していただけないかなと思います。このことについてお願いします。

○議長（林 一郎君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 再質問にお答えいたします。

本来ならば、今の人口推計からいけば、2060年になれば今の人口よりもまた40%も減るというふうなものですから、最終的には小学校は1校になるとは思っております。正直言って。

ですけれども、これは暫定的にさしあたり早く教育環境をよくするためには、やはり複式学級にならない前に学校の統廃合をやるのが筋ではないかと。子どものためには、どうしてもやらなければならないという基本的な考え方から少しでも早くやりたい。

ですから、今、押水第一小を相見小学校へ統合するということになれば、特別教室が足

らないということもありますので、その建設も当然出てきます。だから、目標は一応30年4月ということをおっしゃってありますが、保育所は当然それを目標に頑張りますが、住民の方々の御理解をされるように頑張りますが、小学校については、物理的にちょっと現時点では難しいのではないかなという感じはしております。若干、おくれるような感じにしております。

いずれにしても、これはやはり避けて通れない大きな大事な事業でございますので、できるだけ住民の方々の御理解を得て、早くやりたいというのが町の本音でございます。

以上でございます。御理解のほどよろしく申し上げます。

○議長（林 一郎君） 次に、10番 小島昌治君。

〔10番 小島昌治君 登壇〕

○10番（小島昌治君） 私は、日本共産党宝達志水町委員会を代表して、以下4点について一般質問をいたします。

最初の質問は、国から宝達志水町に交付される地方交付税交付金の額についてです。

合併した市町村に対して、国は、合併後、当面は行政運営にかかわる経費の急激な節減が困難であることを考慮して、一定期間、合併市町村の普通交付税が合併しなかったと仮定した場合に算定される普通交付税の合算額を下回らないようにする特例を設けました。つまり、合併したら国から交付される地方交付税額は本来は減るのですが、それを合併後10年間は旧志雄町と旧押水町に交付していた地方交付税交付金を減らさない。しかし、合併11年目から15年目にかけて少しずつ減らして行って、合併15年後には本来交付される交付税の額に減らしますよ、こういう制度です。合併した市町村はどこでも合併後15年間で本来交付される減らされた交付税に見合う、そういう体制にすることが求められていました。

宝達志水町は、合併したために、15年後に減らされる地方交付税額を当初3億円から4億円と発表されておりました。宝達志水町では、この金額を実は合併後10年を経ずして賄いました。主な税金歳出の削減は人件費や物件費です。合併後15年目からは財政が苦しくなると想定し、合併後10年間で合併15年を見越して3億円以上の人件費の削減を行いました。

しかし、全国の他の多くの市町村は、こんなにうまく人件費の歳出削減が進んでいるわけではありません。そのため、全国の知事会、市長会そして全国の町村長会、津田町長も入られておられます。全国の県議会議長会や全国の市議会議長会、そして当町の議長も入られておられます全国町村議会議長会などの地方6団体が合併時点では想定されていなかった

た財政需要を交付税算定に反映してほしい、こういう強い要望を国にどんどん迫りました。交付税は減らさないでくれというんですね。当然です。

その結果、総務省は、とうとう地方交付税交付金に、1番として支所に要する経費の算定、そして2番に人口密度等による需要の割り増し、3番に標準団体の面積の見直し、単位費用に反映させるということを決めて、今実施されようとしております。実施されたものもあります。この見直し期間は、平成26年度以降5年間としています。この見直しに基づいて、宝達志水町でも本来アステラスにかかわる人件費。支所としてアステラスですね。アステラスにかかわる人件費や維持管理費などの経費も平成26年度から28年度にかけて3年間3分の1ずつ加算して行って、28年度からはずっと上乗せされたままで算定されていきます。

この支所経費の全国平均ですけれども、人口8,000人規模のところでは約2億4,000万円の交付税が交付されるとされています。また、平成27年度からは3年間かけて交付税の見直しは、第1に、先ほど寶達議員からも質問がありましたが、消防費の見直しについても行われる。これも全国平均になります。この消防費、人口8,000人規模の市町村の場合、交付税の加算額は5,000万円、こうなります。同じように平成27年度からの3年間の見直しの第2は清掃費です。加えて、平成28年度からは3年間かけて保健衛生費、社会福祉費、高齢者保健福祉費が全国で895億円が交付税額の算定に反映することが見込まれています。そして、平成29年度以降は、農業行政費や小・中学校費に関する経費の見直し、プラスの見直しが行われます。

このようにして、平成26年度から平成30年度にかけて、合併算定替制度の特例の廃止によって、本来なら全国で9,500億円の地方交付税が減額される、そうなっていましたが、6,700億円が復元されることとなります。70%返ってくるんです。70%なくならないで済む、これに間違いありませんか、財政課長にお聞きします。

次に、同じく財政課長にお聞きしますが、国のこの算定方法の見直しは、当町の財政計画や行政運営に大きく影響していく数字ですが、推計額を出す必要があると思います。ちなみに、町長を初めとする執行部の皆さん方には、資料として新潟県上越市が発行している「交付税算定方式の見直しにかかわる上越市の復元額（推計額）」というものを提出しています。

宝達志水町では、こういう資料は議会にも示されていません。こういう上越市の資料は、議会だけでなく市民が見てわかりやすいものです。上越市がどのように今後進むのかを開

示した住民の立場に立った資料であります。このような住民の立場に立った資料の提供、大事なものと考えますが、いかがでしょうか、財政課長にお聞きします。

これまでお話したように、交付税の合併算定替えによるマイナスの影響額のうち、7割が復元されることになりました。全国の運動です。このことを考慮した行政運営が求められますが、いかがでしょう、町長にお聞きします。

次の質問は、先月8月から始まった下水道利用料金の値上げについての町民の反応や影響についてお聞きします。

下水道利用料金の検針と請求書の送付が先月から始まっています。私のところにも多くの方々からの疑問と怒りの声が寄せられています。地域整備課への町民の皆さんからの問い合わせや苦情も多々あると見ていますが、どれだけの件数が寄せられ、どのような中身の苦情が寄せられているのかを教えてください。

この下水道使用料金の改定が決まったのは、今年の3月予算議会でした。平成27年度はそれまでの下水道料金維持のために一般会計からどれだけの繰入れが行われていたのか教えてください。また、平成27年度の決算書が議会に提出されましたが、平成27年度の一般会計の実質収支額、幾らか教えてください。

今回の料金改定によって、それまで町の財政を思い、仕方がないので黙っていた。こういう方からも私のところに電話がありました。そういう方も今回の改定によって問題を提起されています。それは、夏に家の前や庭に水まきを行ったらとてつもない額の下水道利用料金が請求されるというんです。節電のための打ち水などの上水道の利用がどうして下水道料金の高騰につながるのかおかしいと言われるんです。当然ですね。下水道を利用しないのに行政の都合で下水道料金が調整されることは、行政の不作為とまでは言いませんが、不平等を生じます。この町民の声にどう答えるか、地域整備課長にお聞きします。

最後に町長にお聞きします。下水道料金の引き上げは、間違った施策だと多くの町民が判断を下しています。下水道料金をもとに戻すことが求められますが、いかがでしょうか。

次に、熊本地震の教訓を宝達志水町にどう生かすかという問題であります。

今年、4月14日から相次いで熊本地震が発生しています。平成7年の阪神淡路大震災以来、政府が主要活断層として注目してきた熊本県の布田川、日奈久断層が起こしたものであります。この断層は、その大きさも起こり得る震度も住民の中で周知されていたものであります。ところが、被害の軽減に必ずしも結びつかなかったというのが特徴です。活断層を抱える地域として、具体的にどのような防災・減災対策が必要か議論されていなかった

ようであります。

同時に、未知の活断層という問題もありました。熊本県益城町には、総延長4キロメートルの地震断層が今回あらわれました。そして、それが市街地に甚大な影響を与えました。しかし、この断層は、事前に認定されていませんでした。推定活断層という位置づけのまま詳しい調査もされずに放置されていたのであります。この問題は、全国のいたるところにあります。活断層であるかどうかは防災上重要であるはずなのに、白黒をつけずにきている。どこに問題があるでしょう。活断層と言うと風評被害になるとして軽視する姿勢があるのではないのでしょうか。また、費用対効果が低いとして対策に投資したくないという政府の姿勢が一部の国民にも感染しているのではないのでしょうか。活断層は、不都合な真実であり、つい目を閉ざしたくなる、そう思っていないのでしょうか。

今回、熊本地震では、益城町だけではなく、活断層沿いはいずれも震度7相当の揺れに見舞われ、断層から約500メートル以内は建物が壊滅的な被害を受けました。そこでは、最新の基準を満たす新しい建物ですら倒壊したのであります。断層が家のそばを通っているとは知っていたが、何も対策しなかったからと、被災された方々から無念の声が上がっています。この声に応えようとするのか、それとも運が悪かったとして片づけるのか、今後の姿勢が真剣に問われる。こういうふうにな古屋大学の減災連携研究センター教授の鈴木康弘教授が語っておられます。危機管理室長は、この言葉をどう捉えるのか、教えてください。

この熊本地震の教訓を震度7が起こり得ると言われている邑知瀧断層帯の真上にある志雄病院の新避難訓練づくりにどう反映するのかをお聞きします。また、原子力防災との関係でお聞きしますが、アステラス内に建てられた原子力防災の屋内退避施設についてですが、収容人数、容量を教えてください。また、退避行動要支援者、介助者、それぞれ何人となっているのか教えてください。また、そのうち重度患者は何人となっているのか。また、これらの方々がここに来るまでにはどのような手段を使うのか。待避所に来るまでにはどのような手段で来られるのか教えてください。この屋内退避施設には、飲料水など、どのようなものがどれだけ備蓄されているのか、放射線や放射能に関する専門知識を有する職員が雇用されているのかどうかお聞きします。

この問題の最後に町長にお聞きします。介護や医療の現場には、離れたところに移動するのではなく、施設内もしくは施設に隣接したところに原子力防災の退避施設の設置を国に求めていく必要があると考えますが、いかがでしょうか。また、全国の幾つかの自治体

では、この熊本地震の教訓を生かすような取り組みも始まっています。今後の防災計画にこの教訓を生かす必要があると考えますが、いかがでしょうか。

最後に、雇用促進住宅についてお聞きします。

雇用促進住宅を管理する独立行政法人高齢・障害・求職者支援機構は、全国で1,109住宅、10万7,000戸を所有している雇用促進住宅を居住者がいるまま大手不動産、ゼネコン、投資ファンドなどの大企業に全国を東と西に2つに分けて一括売却することを明らかにしました。繰上げてですね。売却の条件として、最低売却価格の提示と同時に入居者のいる物件では引き渡し後10年間は転売できない。入居者が契約している家賃などの賃貸条件について、引き渡し後10年間は変更できないなどとしています。

このことについて居住者からは不安の声が上がっています。例えば、売却後11年目以降の居住補償、また家賃などの契約条件の変更の有無、2008年のリーマンショックを契機とした派遣切りで仕事と住居を失った人たちの緊急一時入居などの補償がどうなるのか、地方自治体への譲渡の有無はどうかという声が上がっています。この声にどう答えるのか担当課長にお聞きします。

この問題の最後に町長にお聞きしますが、宝達志水町の場合、町内に2つある雇用促進住宅は、子育てだけでなく若者の定住に関しても大きな役割を果たしてきました。これを津田町長は認められますか。もし認められるならば、雇用促進住宅の存続のために町としての買収を含め、何らかの手段を取る必要がありますが、いかがでしょうか。

以上。

○議長（林 一郎君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 小島議員の御質問にお答えいたします。

まず、合併算定額、合併算定替えによる交付税の減額でございますが、全国平均で7割還元されることになる。これを考慮した行財政運営が求められているがいかがか。との御質問でございますが、合併算定替えの特例措置による上乗せ分が、特例後も6,700億円程度、約7割とされる財政支援は承知しております。

地方交付税は、本町にとって一般会計歳入の約5割近くを占めておりまして、財源の根幹をなす大変貴重な財源でございます。交付税の算定方法の見直しにより、激変緩和措置は自主財源が乏しく交付税に依存する本町にとっては、有利な支援策であります。

しかしながら、本町の普通交付税を見ますと、前年度より1億700万円余りの減額とな

り、また先般、各省庁の平成29年度予算概算要求が公表され、地方交付税額は対前年比7,400億円余りの減、率にして4.4%のマイナスの要求となっております。今後、合併算定替えの段階的縮減が本格化しているなど、一般財源の確保が厳しい状況にあるには変わりはありません。

こうした中、地方自治体を取り巻く環境は急速に変化しており、さらには地域社会が多様化する中であって、住民のニーズに基づき効果的・効率的な事業の展開が求められております。今後、確実に増嵩が見込まれる社会保障関係経費、施設の老朽化対策やインフラの更新のほか、公債費の負担にも対応しつつ、総合戦略など人口減少対策に引き続き取り組んでいかなければなりません。このためには、年度間の財政負担の平準化を図っていくことが重要でありまして、そのためには、財政の健全化はもとより、行財政改革に不断に取り組み、歳出削減に努め、一般財源を捻出しながら将来への備えにも万全を期し、社会経済情勢の変化にも機動的に対応できる持続可能な行財政運営に努めてまいりたいというふうに考えております。

次に、下水道料金の値上げに関する質問でございますが、まず、「下水道料金を元に戻せないか」とのことですけれども、下水道事業は、地方公営企業事業として、独立採算制で事業を実施しており、汚水処理に関する費用については、総務省通知による一般会計からの繰出金基準に基づいた繰入金額を控除した額を下水道使用料で賄うことになっております。

平成28年3月議会での「下水道料金使用料改定」の際にも御説明いたしましたが、昭和63年3月の米出地区の供用開始以来、一度の改正も行っておりません。一般会計からの繰出金等による補てんを受けることによって、今回の値上げを実施するまでどうにか値上げを行わずに事業を実施してまいりました。

しかしながら、これまでの処理場建設、管路布設等に要した費用についての企業債償還金、支払利息、維持管理費などが嵩み、これに加え今までに経験をしたことのない人口減少により処理水量が減少しているため、下水道事業開始以来、初めて料金の改正を行いました。

一般行政全体のサービスの維持を持続させるためにも、今以上の下水道会計への一般会計からの繰出しは難しく、もとに戻す考えはございませんし、財政運営上、できない状況にありますので、御理解を賜りたいと思っております。

なお、下水道使用料の値上げに伴いまして、低所得者等に対する減免制度を設けており

ます。9月6日現在で97世帯の方が減免制度の適用を受けております。これは、一応予定しております該当すると思われる方々の約30%ほどになっておりますので、減免制度が適用される方々については、まだ60%近く申請されておられませんので、ぜひとも早目に申請をお願いしたいというふうに思っております。

また、下水道供用区域にお住まいの方で下水道に接続していない世帯に対して、4月から8月末までに151世帯の臨戸訪問を実施し、加入促進に協力を願っているところであります。

今後は、事業内容を精査し、より一層の経費削減に努めるとともに、健全経営のための適正な料金について定期的に検証すべきと考えておりますので、御理解を賜りたいというふうに思っております。

次に、熊本地震の関連の御質問についてであります。

まず、介護や医療の各施設に屋内退避施設を整備するために、国への予算付けの要望の考えは、との御質問であります。屋内退避施設の整備も重要かと思えますけれども、これにはやはり莫大な予算も必要ということでもありますので、当面は町民の安全な避難を町や県の防災計画に基づく避難計画により実施することが最善であると考えておりますので、国への要望をすることは考えておりません。

次に、熊本地震の教訓を生かした今後の避難対策の姿勢であります。議員御指摘のとおり、本町には邑知瀉断層帯が走っており、これについては、平成26年3月に各家庭に配布いたしました「わが家の防災マップ」にも掲載しているほか、防災講座などを行った場合には、地震への注意喚起を行っている状況であります。さらに集落に出向き防災講座を開催するなど、住民に周知して参りたいと考えております。

また、毎年7月に実施している地震発生時取るべき行動を実施する「シェイクアウトいしかわ」あるいは、本年11月に予定されているJアラートを活用した緊急地震速報訓練の機会を通じて、地震の揺れから自分の身の安全を守るということを住民に浸透させていきたいと考えております。

なお、来年度の町の防災訓練では、地震を想定した訓練を自主防災組織等と連携して実施することといたしております。

次に、雇用促進住宅についてのご質問であります。雇用促進住宅は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が設置し、財団法人雇用振興協会に委託して管理・運営され、町内では志雄宿舎と押水宿舎の2カ所があります。平成19年6月に閣議決定された

「規制改革推進のための3カ年計画」及び「独立行政法人整理合理化計画」の中で、平成33年度までをめぐりとして譲渡、廃止をするということがもう決定しております。その中で、雇用支援機構では、平成28年5月に所有している全国の雇用促進住宅を一括して売却公告を行い、今後、入札を行うことを予定しております。そのため、個々の雇用促進住宅の分割売却をしないこととなっております。議員御指摘のとおり、雇用促進住宅は職業上の理由等により住宅の確保が困難な方への一時的な住宅の供給を目的として設置され、これまで子育て世帯の住居として、また若者の定住にも寄与してきたことは認識いたしております。

しかしながら、町内の2カ所の雇用促進住宅を町が買い取ることについては、平成27年3月議会でもお答えしたとおり、町の財政状況や今後の維持管理の経費を考慮しますと、町で購入する予定は現在のところございません。

なお、存続ための国への働きかけについては、既に国の方針が決まっているので、町としては国への働きを行うことはいたしません。町といたしましては、若者や子育て世帯への住居支援のため、このたび策定した総合戦略の中で民間賃貸住宅建設補助事業等の住まいる応援事業、空き家バンク等の各種施策について効果の検証を行いながら支援していくこととしておりますので、御理解を賜りたいというふうに思っております。

なお、詳細につきましては、所管の課長から御説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（林 一郎君） 財政課長 村井仁志君。

〔財政課長 村井仁志君 登壇〕

○財政課長（村井仁志君） 小島議員の御質問にお答えいたします。

地方交付税の算定方法見直しの御質問であります。支所に要する経費の算定や新たに標準団体の面積を見直し単位費用に反映するなど、段階的に見直し、合併算定替えの特例措置後も全国で6,700億円程度を維持する支援策が総務省において示されており、それぞれ小島議員の質問内容のとおりでございます。

次に、算定方法の見直しに係る交付税額の復元額の推計についてのご質問であります。交付税の算定にあたっては、算定に用いる補正係数等が毎年変更されるなど、計算方法が非常に複雑なものとなっております。

平成28年度の普通交付税の算定結果が7月上旬に示され、本年度の普通交付税は、前年度よりも1億円余り、3.3%の減額となりました。この結果をもとに算定方法の改正など

による増減要因を分析しますと、まず測定単位による影響といたしまして、さきの国勢調査人口の速報値が示され、人口が1万4,277人から1万3,171人へと1,106人減少したことに伴い、前年度の算定結果に反映し比較したところ、基準財政需要額は2億2,500万円余りの減額となります。

次に、補正係数による影響額では、測定単位反映後の基準財政需要額から補正係数の変更を反映させた場合、基準財政需要額は2億2,300万円余りの増額となりました。この二つの影響額はほぼ相殺され、人口減少によるマイナス影響分は、地域振興費、支所経費の補正係数の新設や人口急減補正の拡充等による補正係数の見直し措置により振り戻されたこととなります。

このほかの影響分として、単位費用による影響分は4,800万円余りの減、基準財政収入額によるものとしては700万円余りの減額となっており、また包括算定経費においてトップランナー方式の導入により単位費用が大きく減額していることも今後の大きな懸念材料であります。

こうしたことから、合併算定替えの段階的縮減による影響額としては、約5,500万円の減額という結果であります。当初見込みから減額幅が小さくなったのは、算定方法の改正により一本算定に支所経費などが算入されることとなり、合併算定と一本算定の差額が圧縮されたことによるものであり、5年間で合併算定替えの段階的縮減が終了する平成32年度には、現時点では約3億円の減少となる見込みであります。

このように、算定方法の改正に伴う加算により当初の予算見込みよりも5年間は減額幅が圧縮されるものの交付税参入以上の行政需要があることや交付税が段階的に縮減されることには変わりはありません。

また、国にあっては、借金が1,000兆円を超えており、財政再建により地方交付税も先行きは不透明な状況であるため、国の動向に注視しながらその影響額を見極め、適正な財政運営に努めなければならないと考えております。

なお、今ほど提示いただきました上越市の資料につきましては、参考とさせていただき、同様の資料の作成を検討させていただきます。

以上でございます。

○議長（林 一郎君） 地域整備課長 谷川弘一君。

〔地域整備課長 谷川弘一君 登壇〕

○地域整備課長（谷川弘一君） 小島議員の下水道に関する御質問にお答えいたします。

まず、問い合わせに関してですが、検針を行った時と実際に料金を徴収した時、口座から引き落とししたときなんですけれども、問い合わせがございました。件数については、検針時には7月1日から8日までで延べ300件、料金を徴収した8月25日から31日までに延べ10件の問い合わせがありました。その問い合わせの内容につきましては、「この検針票は合っているのか」「水道と下水と反対ではないか」「計算間違いではないか」「値上げのやり方がおかしい」「早く接続して損をした」「お金がかかるのはわかる」。

これらの問い合わせに関し、職員が電話口で昭和63年3月の米出地区の供用開始から今日まで一度の料金値上げを行っておらず事業を行ってきたが、建設に要する費用を企業債により賄っているため、その企業債の償還金、その支払利息、維持管理費が年々嵩み、これに加え人口減少により処理水量が減少傾向にあることから、やむを得ず今回の値上げに至った旨の説明を行ってまいりました。

次に、下水道に流していない水にも下水道料金が徴収されているとのことでございますけれども、下水道に関しては、原則として水道メーター器の指針により料金計算を行っております。畑、工場等で下水道に流していない方については、下水道に流していない水について子メーター器を取り付け、「排水量申告書」を提出してもらい、その分の処理水量を減じて下水道料金の計算を行っております。この子メーター器の設置に関しては、利用者の負担、責任によって取り付けていただいておりますので、御理解願いたいと存じます。

以上でございます。

○議長（林 一郎君） 危機管理室長 村井康志君。

〔危機管理室長 村井康志君 登壇〕

○危機管理室長（村井康志君） 小島議員の御質問にお答えします。

まず、活断層を抱える地域として具体的にどのような防災・減災対策が必要か、の議論と施策が整っていたかとの名古屋大学教授の言っていることをどう捉えるかとの御質問ですが、これは邑知潟断層帯を抱える本町において、住民にこの断層の存在を周知するとともに、住民と町のそれぞれが地震に対応するために十分に議論する必要があることを言っていることと思っております。

次に、アステラスの屋内退避施設の収容人員、退避行動要支援者数、介助者数はそれぞれ何人か、また重度患者はどうするのかとの御質問ですが、収容人数については110人です。そのうち50%の55人を避難者、介助者も50%の55人を想定しております。重度患者については、病院に入院されていることが想定されます。その移動につい

ては、ストレッチャーや車椅子を積載できる車両が必要となると考えますので、病院及び県と連携して対応してまいりたいと思っております。

次に、屋内退避施設には、どのようなものが備蓄されているのかとの御質問ですが、備蓄品については、本年度に国の補助を受けて整備することとなっております。備蓄内容については、収容人口である110人分の食糧、飲料水を3日分、その他簡易ベッド、毛布、紙オムツ、簡易パンツやトイレトペーパー等を備蓄することで検討しております。

次に、屋内退避施設に要支援者と介助者が移動する交通手段はどうなっているのかとのことですが、屋内退避施設に入る方は、移動するためにはストレッチャーや車椅子を積載できる車両が必要である方と想定しておりますので、病院及び県と連携し車両の確保に努めたいと考えております。

次に、放射線や放射能に関する専門的知識を有する職員や特別な研修を受けた職員が必要だが、状況はどうなっているのかとの御質問であります。9月2日に平成26年度から28年度にかけて採用された職員が原子力防災基礎研修を受講し、その他職員については、基礎研修を平成24年度から25年度に受けております。そのほか平成25年度から27年度までにモニタリング技術基礎講座を5人の職員が、また原子力災害時への理解を深め、防災対応の実効性を高めることを目的として、本年度4回にわたり実施される原子力防災研修に総務課危機管理室職員2名が参加しております。

以上で説明を終わります。

○議長（林 一郎君） 志雄病院事務局長 岡田正人君。

〔志雄病院事務局長 岡田正人君 登壇〕

○志雄病院事務局長（岡田正人君） 小島議員の御質問にお答えします。

益城町のみならず、活断層沿いは震度7相当の揺れに見舞われ、断層から500メートル以内は建物が壊滅的な被害を受けている。そこでは、最新の耐震基準を満たす新しい建物ですら倒壊している。邑知瀉断層の上のある新志雄病院の新避難計画づくりに反映させていく必要があるがいかがかとの御質問でございますが、現在、建設中の新病院の耐震性能は、地震災害時に病院機能を発揮できることを目的に基礎免震構造を採用しております。

この免震構造は、地震エネルギーを免震材料で吸収することで上部構造への地震動入力を低減し、建物の損傷を軽減できるため、通常の耐震構造に比べ建物や利用者の安全性に配慮した構造となっておりますが、新病院もひとつの施設として現在の志雄病院同様、「防災マニュアル」や「消防・防災計画」等の作成が必要であり、その中で利用者の避難

誘導や避難路、避難場所等の避難計画についても検討していかなければならないと考えております。

以上でございます。

○議長（林 一郎君） 企画振興課長 一家 剛君。

〔企画振興課長 一家 剛君 登壇〕

○企画振興課長（一家 剛君） 小島議員の雇用促進住宅に関する質問にお答えします。

地方自治体に譲渡して管理することは今後行わないのかとのことでありますが、雇用支援機構は、所有している雇用促進住宅を一括して民間に売却することとし、地方自治体に単体での譲渡は行わないこととしております。

売却後11年目以降は、居住保証はあるのかということですが、売却後10年間は居住保証を行うこととしており、その後は購入した事業者の判断としております。

家賃等の契約条件が変更されることがあるのかということですが、家賃についても10年間は売却時の家賃ですが、その後は事業者の判断としております。

従来行ってきた災害被災者などによって住まいを失った方々への緊急的な居住保証は行わないのかですが、現在、災害により住まいを失った方については、厚生労働省の要請により平成30年3月まで緊急的な居住保証がありますが、新規の受入れ及び期間終了後の居住保証の延長については未定であります。

この対応につきましてではありますが、先ほど町長の答弁の中にもありましたように、居住資源等の各施策を円滑にそして効果を検証しながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（林 一郎君） 10番 小島昌治君。

〔10番 小島昌治君 登壇〕

○10番（小島昌治君） 再質問を行います。財政問題です。

財政課長が答弁していただいたように、人口減というのは、今言いましたように国の地方交付税の見直しによって人口減も相殺される、貴重な答弁だと思います。なおかつ3億減っていくというふうに言われますけれども、先ほど紹介したように、3億円分は職員の方々が60になるまでにやめられたりとか、65まで働けるんですけども60でやめられたりとかして、また入れるべき人を入れなくて3億円分はもう賄ってしまっているんですよ。

そういう意味では、私は、財政は職員の方々が一生懸命採算意識というのを持っておられたり、町長が無駄な公共事業、開発事業をやらなかったりして、私はこういういい数字が出てきたというのは、町長が町長になられてからずっといい数字、改善されてきている

というのは、すごいいいことだと思っているんですよ。

ところが、もっともっと何かないか、何か理由つけて削減できないか、それを変な言い方をすれば楽しんでおられるように見えるんですがいかがでしょう。

実は、何でそんなことを言うかといいましたら、先ほど財政課長からトップランナー方式と言いましたよね。とにかく経費削減したり、民間委託したり何やかんやして全部経費をうまくやっているところに見習って、トップランナーとしてそれに見習え、それに応じた交付税にするよとしきりに国は言っているんです。

ところが、調べてみましたら、そのトップランナー方式も町長が所属する全国町村長会、市町村会初め知事会、また地方6団体がこんなことでは交付税というのは一体何のためにあるんだと、こういう批判をして、そういうトップランナー方式はおかしいですよ、そういうことを言っているんです。一番強く言っているのは誰か。全国の知事会の会長である京都府知事である山田知事なんです。高市総務大臣に迫っています。このトップランナー方式はおかしいですよ。そしたら高市さんが、こうやって言っているんです。これインターネットから引いた総務省のホームページからのやつなんですけれども、これやはり余りにも反対が大きかったために影響を考慮しながら複数年かけて丁寧に行っていかなだめだ。やはり、町長も属する町村長会が中心として総務省に迫っているんですよ。国民もそれではだめですと言っているもので、それを後押しして、恐らく選挙のことも考えておるんでしょう。そんなに簡単には進む見通しもないんです。

ですから、それをそういう状況なのに町長が先取ってこのトップランナー方式のトップランナーにでもなろうとしているのか、本来なら平成27年度の収支で言えば約4億円近くがプラスなんです。ところが、7,000万円の下水道に繰入れておったやつを省く。こういう余りにも住民に負担をかけ過ぎるような行政改革というのは、これはちょっと間違いではないかな、やり過ぎではないかな。方向としては職員の方々に採算意識を植えつけて無駄な公共事業をやってこなかった。そのためにこうやって改善されてきたという町長の成果は私は認めるんです。

ところが、これは余りにも町民にもっともっとというふうにして、このトップランナー方式初めとする国の財政縮減策、地方へのしわ寄せ、これに余りにも乗り過ぎるのではないかなと。私、ここでちょっとそういう意味では冷静にするために財政課長に先ほどそういう上越市の資料も含めてこういうのを参考にして出してみんなで考えていくというやり方を取ったらどうですか、こういうことを言ったんですけれども、町長、ちょっとこの行

財政改革、やり過ぎだ、縮減し過ぎだという認識はおありかどうか、これをお聞きしたい
んですけれども。

○議長（林 一郎君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 小島議員の再質問にお答えいたします。

行革をやり過ぎかどうかということになりますと、その方の見方によってはいろいろと
判断の分かれるところだろうと思えますけれども、私はもともとやはり町の財政を健全化
すると、これをやはり最重点課題として進めてまいりました。そういうことで、それぞれ
の事業の選択と集中ということで大型事業は病院とか学校とかやりましたし、公共事業に
しましてもできるだけやりました。

やはり、私、残念なのは、集落から毎年150から200の集落業務がございます。そういう
ことで住民の方々に大変我慢していただいております。これがものすごい大きいんでは
なからうかなというふうに思っております。これがやはり我慢していただきましても、ま
だ公債費比率が14%になったとはいうものの県内では一番ビリだということなものですから、
やはり少なくとも県内のビリを脱出するまで住民の皆様の協力を得て、財政の健全化
を進めてまいりたいなというふうに思っております。

だから、事業の施策についてはいろいろと御意見があろうかと思えますけれども、私の
重点目標はあくまでも県内の財政状況ビリから脱出させることということで、もう少し我
慢をしていただきたいというのが私の本音でございますので、今後とも御支援、御協力の
ほどよろしくお願いいたします。

○議長（林 一郎君） 以上で通告のありました一般質問が全て終了いたしました。

これをもって一般質問を終結いたします。

◎決算特別委員会の設置及び同委員の選任

○議長（林 一郎君） お諮りいたします。認定第1号 平成27年度宝達志水町一般会計
会計歳入歳出決算の認定についてから認定第9号 平成27年度宝達志水町国民健康保険志
雄病院事業会計決算の認定についてまでの認定9件につきましては、6名の委員で構成す
る決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにいたしたいと思えます。これ
に御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（林 一郎君） 御異議ないものと認めます。したがって、認定第1号から認定第9号までの認定9件は、6名の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任は、委員会条例第7条第2項の規定により議長の指名によることになっておりますので、私のほうより指名いたします。

決算特別委員会の委員に小島昌治君、金田之治君、柴田 捷君、土上 猛君、久保喜六君、寶達典久君を指名いたします。

決算特別委員会の委員長及び副委員長は、委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選することになっております。その互選のため暫時休憩いたします。

午前11時50分休憩

午前11時58分再開

○議長（林 一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、決算特別委員会で互選されました委員長及び副委員長の報告がありましたので、発表いたします。

決算特別委員会委員長、土上 猛君、副委員長、金田之治君、以上のとおりであります。

◎議案等の委員会付託

○議長（林 一郎君） お諮りいたします。議案第59号から議案第64号までの議案6件、報告第14号及び報告第15号の報告2件、請願第1号の請願1件については、議案付託表及び請願文書表のとおり各常任委員会及び病院運営特別委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（林 一郎君） 御異議ないものと認めます。したがって、議案第59号から請願第1号までの議案6件、報告2件、請願1件は、議案付託表及び請願文書表のとおり各常任委員会及び病院運営特別委員会に付託することに決定いたしました。

◎休会の議決

○議長（林 一郎君） お諮りいたします。委員会審査のため、明9月9日から9月15日までの7日間を休会といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（林 一郎君） 御異議ないものと認めます。したがって、明9月9日から9月15日までの7日間を休会とすることに決定いたしました。

◎散 会

○議長（林 一郎君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、次回は9月16日午後2時から会議を開きますので、御参集ください。

本日はこれで散会いたします。

御苦労さまでした。

午後0時00分散会

平成28年9月16日（金曜日）

◎出席議員

2 番	寶 達 典 久	8 番	北 本 俊 一
3 番	久 保 喜 六	9 番	金 田 之 治
4 番	土 上 猛	10 番	小 島 昌 治
5 番	柴 田 捷	11 番	北 信 幸
6 番	林 一 郎	12 番	近 岡 義 治
7 番	守 田 幸 則		

◎欠席議員

な し

◎職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長	松 栄 忍
主 幹	開 美 紀

◎説明のため議場に出席した者の職氏名

町 長	津 田 達
副 町 長	松 浦 敏 昭
総 務 課 長	近 岡 和 良
危 機 管 理 室 長	村 井 康 志
情 報 推 進 課 長	藤 本 清 司
財 政 課 長	村 井 仁 志
企 画 振 興 課 長	一 家 剛
住 民 課 長	松 原 富 美 男
税 務 課 長	定 免 文 江
健 康 福 祉 課 長	村 山 敬 一
こ ども 家 庭 室 長	金 田 成 人

農林水産課長	安達大治
地域整備課長	谷川弘一
会計課長	越野好則
志雄病院事務局長	岡田正人
教 育 長	山岸芙美
学校教育課長	荒井一彦
生涯学習課長	定免敏彦
文化財室長	村井伸行

◎議事日程

日程第1 委員長報告

日程第2 委員長報告に対する質疑

日程第3 討 論

日程第4 採 決

(追加日程)

日程第1 議案第65号 宝達志水町役場庁舎電気設備等改修工事請負契約の締結について

日程第2 発議第1号 教育予算の拡充を求める意見書について

日程第3 議案に対する質疑

日程第4 討 論

日程第5 採 決

日程第6 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続審査

◎開 議

○議長（林 一郎君） ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、9月8日の本会議に引き続き、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

◎委員長報告

○議長（林 一郎君） それでは、日程第1 委員長報告を行います。

先に各委員会に付託いたしました議案等の審査の経過、並びに結果について、各委員長の報告を求めます。

初めに、病院運営特別委員長 金田之治君。

〔病院運営特別委員長 金田之治君 登壇〕

○病院運営特別委員長（金田之治君） 委員長報告。

今定例会におきまして当委員会に付託されました案件について、去る9月9日、病院運営特別委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案付託表のとおりであります。

当委員会では、「国民健康保険直営診療所の今後の運営」や「新病院の経営見込み」等について質疑があり、活発な審議が行われました。

委員会では、付託案件について、町当局から細部にわたる説明及び報告を受け、案件を慎重に審査した結果、議案1件については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、会議終了後には、新病院建設工事の現況を視察し、散会いたしました。

以上、当委員会に付託されました案件の審査及び協議の経過と結果について御報告申し上げますが、議員各位におかれましては、当委員会同様の御決議を賜りますようお願いを申し上げ、病院運営特別委員会委員長報告といたします。

○議長（林 一郎君） 次に、教育厚生常任委員長 久保喜六君。

〔教育厚生常任委員長 久保喜六君 登壇〕

○教育厚生常任委員長（久保喜六君） 委員長報告。

今定例会において当委員会に付託されました案件について、去る9月12日に教育厚生常任委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案付託表及び請願文書表のとおりであります。

委員会では、「医療費の給付に係るシステム導入経費」、「臨時福祉給付金給付事業」、「適正な予防接種の実施」、「小学校統合準備委員会」そして「町民センターや埋蔵文化財センター及び体育施設の維持管理」などについて多くの質疑があり、活発な審査が行われました。

町当局から、付託案件について細部にわたる説明を受け、各案件を慎重に審査した結果、議案4件はいずれも原案のとおり可決すべきものと決定し、請願1件については採択すべきものと決定いたしました。

なお、審査の過程において、「施設の維持管理における修繕については、定期的な点検の上、計画的に取り組まれない」との意見が出されました。

最後に、当委員会では、所管事務調査のため、閉会中の継続調査について議長に報告し、本会議において議決を願うことで委員各位の御了承をいただいたことも併せて御報告いたします。

以上、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について御報告申し上げますが、議員各位におかれましては、当委員会同様の御決議を賜りますようお願い申し上げ、教育厚生常任委員長報告といたします。

○議長（林 一郎君） 次に、総務産業建設常任委員長 柴田 捷君。

〔総務産業建設常任委員長 柴田 捷君 登壇〕

○総務産業建設常任委員長（柴田 捷君） 委員長報告。

今定例会において当委員会に付託されました案件について、去る9月14日に総務産業建設常任委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案付託表のとおりであります。

当委員会では、「環境保全型農業直接支払等推進交付事業」、「除雪対策事業」及び「交付税収入の見通し」等について多くの質疑があり、活発な審査が行われました。

町当局から付託案件について細部にわたる説明及び報告を受け、各案件を慎重に審査した結果、議案2件はいずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、当委員会では、所管事務調査のため、閉会中の継続調査について議長に報告し、本会議において議決を願うことで委員各位の御了承をいただいたことも併せて御報告いたします。

以上、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について御報告申し上げましたが、議員各位におかれましては、当委員会同様の御決議を賜りますようお願い申し上げ、総務産業建設常任委員会委員長報告といたします。

○議長（林 一郎君） 以上で委員長報告は終わりました。

◎委員長報告に対する質疑

○議長（林 一郎君） 次に、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（林 一郎君） 質疑がないようですので、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

◎討 論

○議長（林 一郎君） これから議案全般にわたっての討論を行います。討論はありませんか。

10番 小島昌治君。

〔10番 小島昌治君 登壇〕

○10番（小島昌治君） 私は、日本共産党宝達志水町委員会を代表して、本定例会に上程されました5件の補正予算案、1件の条例改正案の計6議案中、議案第59号の一般会計補正予算案について反対し、討論を行います。その他の5つの議案については賛成いたします。

一般会計補正予算案に反対する第1の理由は、金沢市にある裁判所の隣に建設している金沢弁護士会の会館の建設費の補助を行うことを県内の町長会で決定し、そのうち我が宝達志水町には18万8,000円の負担が求められているということであります。町民にとって直接何のかかわりもない金沢弁護士会会館建設への町公費の支出の法的根拠を8月26日の全員協議会議案説明会でお聞きいたしました。しかし、いまだその回答がありません。地方財政法第3条は、「地方公共団体は、法令の定めるところに従い予算を計上しなければならない」とあります。地方財政法に抵触する恐れのある予算案だと言わざるを得ません。

第2の反対する理由は、国から支給された臨時福祉給付金の町内での受給対象者2,669人中228人に渡らないで、申請の期限が来たからといって返還することです。この臨時福祉給付金の目的は、平成26年度から消費税が5%から8%になった際、低所得者の方々の負担の緩和が目的で支給されたものであります。高齢者、障がい者、ひとり親世帯に渡されるべきものであります。役場窓口はこの臨時福祉給付金の申請をしないともらえないものであります。

窓口ではもらえる対象者に、申請をするようにとお知らせを出したようであり、2回出したようであり、228人が申請の時期を過ぎてももらえなかったというのであります。電話による方法や民生委員さんを活用しての周知徹底はあり得なかったのでしょうか。職員の方々が臨時福祉給付金の申請書を持って訪問することはできなかったのでしょうか。臨時福祉給付金の性格への不理解と住民への思いやりの欠如が感じられます。

第3の反対する理由は、平成27年度の一般会計の実質収支額の3億7,800万円余の約半額1億9,000万円を財政調整基金ではなく減債基金に積み立て、加えて4億7,000万円を繰上償還するという今回の一般会計補正予算の9割近くを借金返済に計上するという異常な予算案だからであります。

この3つの反対理由の背景にあるのは、地方交付税の合併算定替えの後の一本算定への過剰とも言える行政の側の対応があります。同時に、全国の町長会や議会議長会など多くの団体で交付税の問題で運動をお越し、国から譲歩を勝ち取ってきたことへの理解のなさがあるのではないのでしょうか。加えて、行財政改革は、町民の犠牲が前提となっていることがあります。「合併したら負担は軽いほうに、福祉は高いほうにあわせる」という合併の約束が破られているのではないのでしょうか。目先の借金返済のための財政指標の改善ではなく、遠くを見据えた住民の健康と福祉を充実させながらの道への探求を求め、一般会計補正予算案への反対討論を終わります。

以上。

○議長（林 一郎君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（林 一郎君） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

◎採 決

○議長（林 一郎君） これより採決に入ります。

まず、議案第59号 平成28年度宝達志水町一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。

この表決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第59号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林 一郎君） 起立多数です。したがって、議案第59号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（林 一郎君） 次に、議案第60号 平成28年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）から議案第63号 平成28年度宝達志水町水道事業会計補正予算（第1号）までの議案4件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決です。議案第60号から議案第63号までの議案4件は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（林 一郎君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第60号から議案第63号までの議案4件は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（林 一郎君） 次に、議案第64号 宝達志水町ひとり親家庭等医療費給付に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第64号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（林 一郎君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第64号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（林 一郎君） 次に、報告第14号 平成27年度宝達志水町国民健康保険志雄病院事業会計継続費精算報告書の報告については、地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定による報告であり、また報告第15号 平成27年度決算に基づく健全化判断比率等については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定

による報告でありますので、いずれも御賢察の上、御了承願います。

○議長（林 一郎君） 次に、請願第1号 国の教育予算を拡充することについてを採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は採択です。請願第1号は委員長の報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（林 一郎君） 御異議なしと認めます。したがって、請願第1号は委員長の報告のとおり採択といたします。

◎日程の追加

○議長（林 一郎君） お諮りいたします。ただいま議案2件が提出されました。この際、これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（林 一郎君） したがって、これを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程を配付します。

◎提出議案の上程・説明

○議長（林 一郎君） それでは、追加日程第1 議案第65号 宝達志水町役場庁舎電気設備等改修工事請負契約の締結についてから追加日程第2 発議第1号 教育予算の拡充を求める意見書についてまでの議案2件を一括して議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 今定例会に追加にて提案いたします契約案件について御説明申し上げます。

本案につきましては、宝達志水町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、予定価格が5,000万円以上であるため、議会の議決を賜りたいとするものであります。

議案第65号 宝達志水町役場庁舎電気設備等改良工事請負契約の締結についてであります。

これは、消防設備用自家発電機設備の更新を行うほか、災害停電時には災害対策本部となる部屋等に電気を供給するため、災害対策用自家発電機設備を新たに整備し、また非常照明設備の更新等を行うものであり、東洋電建株式会社と4,957万2,000円で契約を締結するものであります。

以上、案件の提案理由を申し上げましたが、適切なる御決議を賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（林 一郎君） 次に、2番 寶達典久君。

〔2番 寶達典久君 登壇〕

○2番（寶達典久君） 発議第1号 教育予算の拡充を求める意見書について提案理由の説明をさせていただきます。

我が国の学校現場は、OECDヨーロッパ諸国を中心に日・米を含め34ヶ国の先進国が加盟する国際機関の加盟諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多い状況であります。

加えて、「障がいのある子どもたちへの合理的配慮」、「外国につながる子どもたちへの支援」、「いじめ・不登校などの課題」など、学校を取り巻く状況は、複雑化、困難化するとともに、ゆとり教育の見直し等で、授業時数や指導内容が増加しておりますことから、学校に求められる役割は、ますます増大しております。

このような状況に対処するには、少人数教育の推進を含む計画的な教職員定数改善が必要不可欠であります。第7次教職員定数改善計画の完成後も、その改善は遅々として進まない状況であることを踏まえ、自治体が見通しを持って安定的に教職員を配置するためには、国段階での国庫負担に裏付けされた定数改善計画の策定が必要と考えるものであります。

また、義務教育費国庫負担制度についてであります。三位一体改革において国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられております。いくつかの自治体では、厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置が行われていると聞きますが、ここはやはり国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、子どもたちが全国どこに住んでいても一定水準の教育を受けられるようにすることが重要であると考えます。

これからの日本のさらなる発展を考えるならば、子どもの学ぶ意欲・主体的な取り組み

を引きだす教育の役割は、国づくりの根幹をなすものであり、そのための条件整備が必要不可欠なものであります。

よって、2017年度政府予算編成において、「子どもたちの教育環境改善のために、計画的な教職員定数改善を推進すること」及び、「教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること」これらが実現されるよう国へ強く要望するものであります。

以上、提案の趣旨を述べましたが、議員各位の御理解をいただき、適切な御決議を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（林 一郎君） 以上で提出者の提案理由の説明は終わりました。

◎議案に対する質疑

○議長（林 一郎君） ここで議案に対する質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（林 一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

◎討 論

○議長（林 一郎君） 次に、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（林 一郎君） なしと認めます。

◎採 決

○議長（林 一郎君） それでは、これより採決に入ります。

議案第65号 宝達志水町役場庁舎電気設備等改修工事請負契約の締結についてを採決いたします。

議案第65号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（林 一郎君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

○議長（林 一郎君） 次に、発議第1号 教育予算の拡充を求める意見書についてを採決いたします。

発議第1号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（林 一郎君） 御異議なしと認めます。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

◎各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査

○議長（林 一郎君） 次に、各委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、各委員会の所管事務及び所掌事務調査のため、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（林 一郎君） 御異議なしと認めます。したがって、各常任委員長及び議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉議・閉会

○議長（林 一郎君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成28年第3回定例会を閉会いたします。

どうも御苦労さまでした。

午後3時11分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 林 一 郎

署名議員 北 本 俊 一

署名議員 守 田 幸 則